

第1章 取組方針策定の目的

1. 目的

図書館は、図書館法第二条により「図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設」と定義されています。

また、日本図書館協会『公立図書館の任務と目標』（1989年）では、「自治体が設置する図書館は地域図書館・移動図書館、そしてそれらの核となる中央図書館から成る」、「住民の大多数が地域図書館または中央図書館のサービス圏内におさまるよう設置しなければならない」と示しています。

区は以上の法令などを踏まえ、区民の教育と文化の発展に寄与するため、中央図書館を核として分館・分室・まちかど図書館の計8館（以下、「台東区立図書館」といいます。）により、図書や地域の歴史文化資料の収集・保存、学校教育の支援、子供の読書推進などに取り組んできました。

近年、インターネットやSNSをはじめとする情報メディアの発達、電子書籍の普及、公立図書館の個人貸出数の減少、書籍販売額の減少、図書館運営の新たな手法の導入など、図書館を取り巻く状況は変化しています。

そのため、区では、「台東区立図書館のあり方検討会」において、平成28年度に「台東区立図書館の基本的な考え方」（以下、「基本的な考え方」といいます。）を策定し、目指す図書館像及び基本方針を定めました。

このたび、区が目指す図書館像及び基本方針の実現に向けた取組みをさらに推進していくことを目的として、「基本的な考え方」に具体的な取組みなどを加え、「台東区立図書館取組方針」（以下、「取組方針」といいます。）を改めて策定しました。

取組方針の策定にあたっては、平成29年度に実施した「台東区立図書館に関する調査」の結果分析や、学識経験者や区民の方々に構成する意見交換会等のご意見を伺いながら、各館の方向性や具体的な取組内容を示しており、今後、目指す図書館像及び基本方針の実現に向け、取り組んでいきます。

2. 取組方針の位置づけ

取組方針は、「基本的な考え方」における目指す図書館像及び基本方針を基に、各館の方向性や具体的な取組みを加え、改めて策定したものです。

